

道路交通法施行令一部改正
平成21年
6月1日施行

飲酒運転

厳

悪質違反の行政処分が強化されます！

罰

化

1

酒気帯び運転

体内のアルコール濃度が呼気1ℓ中0.15mg以上で運転する行為

※（ ）内は改正前

- ◆ 呼気1ℓ中のアルコール濃度0.25mg以上の場合

酒気帯び
25点
(13点)

免許
取消し

欠格期間
2年以上
(免停90日以上)

免許取消しに。
欠格期間は
2年以上！

- ◆ 呼気1ℓ中のアルコール濃度0.15mg以上0.25mg未満の場合

酒気帯び
13点
(6点)

免許
停止

免許停止
90日以上
(免停30日以上)

免許停止
90日以上！

2

酒酔い運転

飲酒量にかかわらず、言語動作が正常でないなど、いわゆる酩酊状態で運転する行為

酒酔い
35点
(25点)

免許
取消し

欠格期間
3年以上
(2年以上)

免許取消し！
欠格期間は
3年以上！

点数制度とは？

自動車等の運転者の過去3年間の交通違反や交通事故にあらかじめ一定の点数を付し、その合計点数に応じて、免許の取消し、停止等の処分を行う制度のことで

愛知県の飲酒運転による交通死亡事故（平成20年中）

25件

※対象 原付以上の第一当事者

飲酒運転を根絶しよう！

ストップ・ザ
交通事故

高めようモラル
守ろうルール

愛知県

